

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

J-57 ナファモスタッフメシル酸塩製剤とヘパリンナトリウム注射液等(人工腎臓等)の併用投与について

《令和7年5月29日新規》

○ 取扱い

J038 人工腎臓又はJ038-2 持続緩徐式血液濾過時のナファモスタッフメシル酸塩製剤(注射用フサン等)と、ヘパリンナトリウム注射液【5,000単位以上】(ヘパリンナトリウム注N5千単位/5mL等)又はダルテパリンナトリウム注射液(フラグミン静注等)の併用投与は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

蛋白分解酵素阻害剤の注射用フサン、血液凝固阻止剤のヘパリンナトリウム注射液及びフラグミン静注については、添付文書の効能・効果※に血液外循環(血液透析)時の灌流血液の凝固防止がある。作用機序より、注射用フサンはアンチトロンビンIIIを介さず、ヘパリンナトリウム注射液及びフラグミン静注はアンチトロンビンIIIを介してトロンビン阻害作用により血液凝固を抑制するが、通常、透析時の抗凝固薬としてはヘパリンナトリウム注射液が使用され、出血傾向がある場合はその程度によりヘパリンナトリウム注射液に替えて注射用フサン又はフラグミン静注が使用される。

以上のことから、J038 人工腎臓又はJ038-2 持続緩徐式血液濾過時のナファモスタッフメシル酸塩製剤(注射用フサン等)と、ヘパリンナトリウム注射液【5,000単位以上】(ヘパリンナトリウム注N5千単位/5mL等)又はダルテパリンナトリウム注射液(フラグミン静注等)の併用投与は、原則として認められないと判断した。

(※) 添付文書の効能・効果

○ 注射用フサン

出血性病変又は出血傾向を有する患者の血液外循環時の灌流血液の凝固防止

(血液透析及びプラスマフェレーシス)

○ ヘパリンナトリウム注N5 千単位

血液透析・人工心肺その他の体外循環装置使用時の血液凝固の防止

- フラグミン静注 5000 単位/5mL
　　血液体外循環時の灌流血液の凝固防止(血液透析)